平成25年第6回上里町議会定例会会議録第2号

平成25年9月4日(水曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 (町長提出議案第63号)上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 (町長提出議案第64号)上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について
- 日程第 8 (町長提出議案第65号)上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷 土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第66号)上里町条例の左横書き化に関する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第67号)本庄上里学校給食組合規約の変更について
- 日程第11 (町長提出議案第68号)平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号) について
- 日程第12 (町長提出議案第69号)平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 (町長提出議案第70号)平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第71号)平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業 特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 (町長提出議案第72号)平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)について

出席議員(13人)

| | 1番 | 植 | 原 | 育 | 雄 | 君 | | 2番 | Щ | 下 | 博 | _ | 君 |
|---|----|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|
| | 3番 | 植 | 井 | 敏 | 夫 | 君 | | 4番 | 高 | 橋 | 正 | 行 | 君 |
| | 5番 | 納 | 谷 | 克 | 俊 | 君 | | 6番 | 中 | 島 | 美 | 晴 | 君 |
| | 7番 | 荒 | 井 | | 肇 | 君 | | 8番 | 新 | 井 | | 實 | 君 |
| | 9番 | 小 | 暮 | 敏 | 美 | 君 | 1 | 0番 | 沓 | 澤 | 幸 | 子 | 君 |
| 1 | 1番 | 高 | 橋 | | 仁 | 君 | 1 | 2番 | 伊 | 藤 | | 裕 | 君 |
| 1 | 3番 | 根 | 岸 | | 晃 | 君 | | | | | | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 根 孝 道 君 町 長 野 道君 関 副 高 正 教 育長 Ш 彰 総務課長 之 下 夫 君 木 村 隆 君 総合政策課長 原 秀 君 税務課長 中 島 勇 君 石 雅 町民福祉課長 飯 島 利 君 子育て共生課長 野 光彦君 河 健康保険課長 関 静 君 秀 夫 君 高齢者いきいき課長 小 暮 まち整備環境課長 坂 本 浩 之 君 産業振興課長 野 浩一郎 君 田 章 二 下水道課長 須 田 孝史 君 君 学校教育課長 谷 木 史 生涯学習課長 坂 本 正 喜 君 水道課長 須 田 孝 君 図書館長 桑原证明君 郷土資料館長 正明 君 桑原

事務局職員出席者

事務局長横尾邦雄 係 長戸矢信男

開議

午前10時02分開議

議長(高橋正行君) ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第6 町長提出議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長(高橋正行君) 日程第6、町長提出議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例 についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律のうち金融所得課税関係等につきまして、上里町税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町税条例の一部を改正する内容でございます。主な改正点といたしましては、大別して、1つは公的年金からの特別徴収制度の見直し並びに2つ目は上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に関する取り扱いの変更等、この2項目になっております。

それでは、改正条文の詳細について御説明申し上げます。

まず、本則の改正であります。

第33条は、所得割の課税標準を規定したもので、第5項は、地方税法の一部改正に伴う引用 条項の修正であり、関係条文を整備するものでございます。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を規定したものでございます。

第1項は、公的年金から特別徴収をされている町民税の納税義務者が市町村の区域外に転出 した場合も特別徴収を継続することとする地方税法の一部改正に伴う特別徴収対象年金所得者 の除外規定の見直し等を行うこととする関係条文を整備するものでございます。 第47条の5は、町民税における年金所得に係る仮特別徴収税額等を規定したもので、第1項は、年金から特別徴収をする際における仮特別徴収税額の算定方法の見直し等において地方税法に一部改正があり、これを町条例に反映させる内容のものでございます。

続きまして、附則の改正でありますが、附則の改正は株式等の損益通算の範囲及び申告方法の変更などにより、一般株式と上場株式等に区分して適用範囲をそれぞれ定めた内容のものでございます。

附則第6条は、居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定したものでございます。

第4項は、附則第19条の内容が一部改正になることによる引用条項の修正及び旧附則第20条の2が附則第20条に繰り上がることによる引用条項の修正であり、関係条文の整備でございます。

附則第6条の2は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定したものでございます。

第4項は、前条と同じく、附則第19条の内容が一部改正になることによる引用条項の修正及び旧附則第20条の2が附則第20条に繰り上がることによる引用条項の修正であり、関係条文の整備でございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定したもので、地方税法の一部改正による新設条文である附則第19条の2にあわせて引用条項を追加する内容と、旧附則第20条の2が附則第20条に繰り上がることによる引用条項の修正であり、関係条文の整備であります。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を規定したもので、第1項は、特例公社債の利子所得は分離課税とする内容、第2項は特定上場株式等の配当等は翌年度に所得割の対象とする内容、第3項は文言の整理であり、地方税法が一部改正されたことによる見出しの変更を含め、関係条文を整備するものでございます。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、第1項は一般株式及び一般公社債に係る譲渡所得等は分離課税とする内容、第2項につきましては文言の整理であり、前条と同じく見出しの変更を含め、関係条文を整備するものでございます。

附則第19条の2は、全文改正による新設条文であり、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法の取り扱いに準じ、第1項及び第2項からとなっております。

第1項は、上場株式及び特定公社債に係る譲渡所得等は分離課税とする内容、第2項は、附

則第19条第2項を準用する場合の読み替える内容であります。

附則第19条の3から附則第20条は、このたびの改正でこれまでの条文を削除する内容のものでございます。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算特例を規定した もの、附則第19条の4は、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例を規定したもの、 附則第19条の5は、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例を規定したもの、 附則第19条の6は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定したもの、 附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び課税所得等の課税の 特例を規定したものであり、いずれも附則第16条の3、附則第19条及び附則第19条の2が改正 されることに伴い削除される条文でございます。

附則第20条の2は、先物取引に係る維所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、地方税法の一部改正に伴う関係条文の整備であり、附則第20条を削除することにより、新たに附則第20条として取り扱う内容のものでございます。

附則第20条の3は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を規定したもので、このたびの改正で条文を削除する内容のものであります。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を 規定したもので、地方税法の一部改正に伴う関係条文の整備であり、附則第20条及び附則第20 条の3を削除することにより、新たに附則第20条の2として取り扱う内容のものでございます。 附則第20条の5は、保険料に係る個人の町民税の課税の特例を規定したもので、このたびの 改正で条文を削除する内容のものであります。

附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を規定したもので、第2項は、地方税法附則第41条の一部改正に伴う引用条項の修正であり、関係条文を整備するものであります。

附則第21条の2は、前条と同じく地方税法附則第41条の一部改正に伴う引用条項の修正であり、関係条文を整備するものであります。

次に、改正条例の附則について御説明をいたします。

第1条は、この条例の施行期日について規定したものであり、平成28年1月1日から施行としております。ただし、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定は平成28年10月1日からの施行となり、附則第7条の4第1項、附則第16項の3及び附則第19条から附則第20条の5までの改正規定は平成29年1月1日からの施行となります。

第2条は、改正後における町民税の経過措置の内容であり、第1項から第3項によるもので、 それぞれ各条文について適用事項等の取り扱いを規定したものであります。 以上で上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重 審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 10番の沓澤です。

2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、今回の条例の改正ですけれども、地方税法の一部改正に伴ってということで提案されているわけでありますけれども、大きく2点ということで今説明がありましたけれども、公的年金からの徴収の特例徴収の変更については大体わかったんですけれども、株式等のところの譲渡または配当ですか、そうしたところの個人の町民税に対する課税はどのようにこの提案によって変更されるのか、もう少し具体的にお願いいたします。

議長(高橋正行君) 税務課長。

〔 税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長(中島 勇君) 今回の株式の関係につきまして説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、地方税法の改正に伴って区分が変わるというふうにまず御理解をいただきたいと思います。今までは株式等ということで大きく分けておりまして、その中をそれぞれの条文で譲渡である、あるいは配当である、利子であるというふうに規定していたんですけれども、これを一般株式と、それからいわゆる上場株式、上場株式グループと非上場株式グループに分けますよ。それが、一般株式や特定株式という名前で条文としてあらわれております。

この部分で、今回の改正の内容だけですと特に大きな変更はないんですが、所得の関係で、 実はこの以前、平成23年頃から改正が出てまいりましたいわゆる金融の関係で、株の優先税制、 20%の本則だったものが10%の税金を今、課税されているのが平成26年から元の20%に戻りま す。10%だったものが20%に戻る。あるいは、非課税だった部分が非課税ではなくなる。分離 申告が原則になるというような幾つかの改正点がございました。これに基づきますと、10%が 20%に戻りますから、町民税の傾向とすると収入が増という形になります。ただ、その制度の 中で、ニーサと呼ばれる少額の為替などについてですね、非課税の措置というのが新たに加わ りました。1年間100万円を上限として5年間、それが10年間続きますよということなんです けれども、今度の10月からその先行して口座の開設が認められていて、26年から新たな制度と して発足するということになっております。優先税制を10から20に変えることによる増の部分と、非課税枠が新たに設けられる部分で減になる部分というのがございます。当然のことながら、投資家の意向によってそれがどのように変わってくるかという形になりますのが町民税の影響という部分になります。こちらは、残念ながら個々の内容についてはわかりませんので、今現在では具体的に町民税が増えるのか、減るのかということについては判断ができかねるという状況でございます。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) いわゆる約10年ほどにわたってだと思いますけれども、株で儲かった場合の優遇措置として税率を10%引き下げていたものが20%の元に戻った。だけれども、そのことによって、株で儲けていた人たちにとっては税金が上がったことになりますよね。それを何とかうまくならしていくためにというんでしょうか。それで、今まで譲渡、配当、利子でそれぞれ課税されていたものを一つにまとめて、例えば売買で、譲渡で損をしても利子分で補って全体の中での課税になるということでしょうか。そうした場合には、もしそれがそうであるならば、上里町の税金の中でどうこうという問題じゃなくて、全体から見ると、上里町にすごく株で儲けたりしている人がいればまた別ですけれども、上里町ではそうしたそれほどの高額所得者というのはいないと思うんですけれども、いわゆるこの税条例の改正では大きく投資できる人たちに有利な改正というふうに言えるのではないでしょうか。違うんでしょうか。

議長(高橋正行君) 税務課長。

〔稅務課長 中島 勇君発言〕

税務課長(中島 勇君) 今回の改正の内容は、先ほど申しましたように非課税枠としてニーサと呼ばれる少額という頭がついていますけれども、少額非課税枠が設けられました。100万円を上限とするということで、例えば10万円の投資とかいう形で少額でも投資が可能ということでございます。御承知のように、例えば主婦の皆さんなどの投資も最近盛んになっておりまして、インターネットでも売買ができるということでございますから、より窓口を広げて金融市場にお金の流れを呼び込もうというのが現在の金融所得の一体課税での非課税枠の創設した趣旨というふうに承っております。したがって、非常に資金の遊んでいる人が、大きな所得を持っている人が行うという面も当然あろうかと思いますけれども、それ以上に大きな融資、あるいは投資、そういったものの枠を広げたいということでの制度改正だというふうに理解しております。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番(植原育雄君) 1ページのところの第47条の5の第1項中から、最後のほうは、この 丁度真ん中あたりになりますけれども、2分の1に相当する額に改めるというところでありま すけれども、これは個人住民税の公的年金から特別徴収制度の見直しをすることによるものだ と思われますけれども、できればもうちょっと具体的にですね、ちょっとお聞きできればと思 います。

例えば、障害者年金、遺族年金、ここから多分除外されると思いますけれども、2点目が65歳以上の公的年金受給者のうちの個人住民税の納税義務のある方が対象ということでよろしいんじゃないかなと思いますけれども、あとはこの3点目がですね、この納税義務の対象外となる方がいると思いますけれども、どんな方が対象外になるのか、その3点についてお聞きをしたいと思います。

議長(高橋正行君) 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長(中島 勇君) 公的年金に関する御質問につきまして説明をさせていただきます。初めに、徴収税額の前年の2分の1という部分でございますけれども、現在、公的年金は年に6回、2カ月に1回ずつ支給をされておりまして、そこから例えば所得税ですとか介護ですとか、あるいは国保税ですとか住民税ですとかというふうに特別徴収ということで徴収をさせていただいております。このうち前半3回分、4月、6月、8月の徴収につきましては、前年の所得がわかって新しい課税が出るのが住民税ですと6月、国保ですと8月というような時期になります。つまり、4、6、8はまだ確定していない段階ですので、仮徴収ということで3回引かせていただいて、あとの3回で本徴収ということで年間の税額について調整をするという制度になっております。

では、この仮徴収額前半の部分をどうやって決めるかといいますと、現在の法律制度上では前の年度の後半の3回分、それと同じものを引きますよという形になっております。そうすると、公的年金だけで収入のある方については、例えば年間12万円の税があったとすると、2万円ずつ6回ということになります。その人が例えば土地を売って大きな所得があったという形になって、例えば24万円の倍になりましたというふうになりますと、次の年は前の年の3回分は同じ金額ですから、2万円が3掛け6万円になります。残りは、24から6引きますから18です。3で割りますと6、6、6、年間でいうと2万円引き、2万円引き、2万円引き、続いて

6万円引き、6万円引き、6万円引きというふうになります。これを更にその次の年に収入が もとに戻って年税額が12万円に戻ったとします。そのときは、前の年の後半3回が6、6、6 ですから18万円です。それが12万円に戻るんですから、6万円余分に取ってしまうことになり ます。つまり、6万円の還付が後で発生して、あとの3回はゼロ、ゼロ、ゼロという引き方に なります。これが繰り返されますので、非常に大きな徴収額の変動がそのまま平準化されない で放置されるという状況の制度だったんですね。これを年の2分の1ということで、1年間通 して半分ということで仮徴収額決めましょうよということです。先ほどの例で言えば、大体2 年目ぐらいにはもとの形に戻るということで、平準化するために制度を変えますというのが今 回の趣旨でございます。

この適用の徴収につきましては、65歳以上の方で公的年金をいただいている方が対象ということで、まず引き方ですけれども、介護の保険料を引かれて、その後で残った部分について、金額によって引ける、引けないということを判断させていただいて、国保税なり住民税なりを引いていくというような形の制度になっております。

以上でございます。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て

議長(高橋正行君) 日程第7、町長提出議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案 説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律のうち金融所得課税関係等につきまして、上里町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

このたびの改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するため、平成25年3月30日付で地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

それでは、改正条文の詳細について御説明を申し上げます。

税条例の改正時にも御説明申し上げましたが、株式等の損益通算の範囲及び申告方法の変更などにより一般株式と上場株式等に区分して適用範囲をそれぞれ定めたものであり、国民健康保険税の課税における所得割額に反映させる内容のものでございます。

附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の内容を規定したもので、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、地方税法が一部改正されたことによる国民健康保険税の課税に反映させるもので、見出しの一部変更を含め、関係条文の整備であります。

附則第6項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の内容を規定したもので、今までの株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したもので、附則第3項と同じく関係条文の整備であります。

附則第7項は、全文改正による新設条文であり、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、国民健康保険税を賦課する上においての所得割額の算定に当たっては、前年の総所得金額及び山林所得金額に基づき算定されることになりますが、退職所得を除く分離課税に係る所得についても総所得金額に加算して算定されることになっております。

今回の改正においては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い、規定の整備を行うこととするものであります。

附則第8項及び附則第9項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例等を規定したものであり、このたびの改正により条文を削除する内容のものでございます。

附則第10項は、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、附則第8項及び附則第9項を削除することにより2項繰り上げ、新たに附則第8項として取り扱うものであります。

附則第11項は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したものであり、このたびの改正により条文を削除する内容のものであります。

附則第12項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険の課税の特例を規定した もので、前項と同じ内容により3項繰り上げ、新たに附則第9項として取り扱うものであります。

附則第13項は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、前項と同じく3項繰り上げ、新たに附則第10項として取り扱うものであります。

附則第14項は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したもので、地方税法の一部改正に伴う関係条文を整備するとともに、同項を3項繰り上げ、新たに附則第11項として取り扱うものであります。

附則第15項は、東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定したものであり、このたびの改正により条文を削除する内容のものでございます。

附則第16項は、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例を規定したもので、4項繰り上げ、新たに附則第12項として取り扱うものであります。

次に、改正条例の附則について説明いたします。

第1条は、この条例の施行期日でありますが、平成29年1月1日からの施行となります。

第2条は、改正条例の適用区分であり、平成29年度以後の取り扱いと平成28年度分までの取り扱いについて規定したものであります。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 10番の沓澤です。

先ほど審議されました63号との兼ね合いで出てきていると思いますけれども、副町長の説明で成長と富の好循環を実現するためということでありましたけれども、これを見直すことによって、国民健康保険税の好循環にどのような影響があるというふうに考えているんでしょうか。また、株式に関係する人が国保会計の中にどれだけ含まれているかとか、一般会計の中にどれだけ含まれているかということは予測できない部分でもありますけれども、国の法令に従っての改正であるというふうに思いますけれども、上里町では大きくどのように関わってくるんでしょうか。

議長(高橋正行君) 税務課長。

〔稅務課長 中島 勇君発言〕

税務課長(中島 勇君) 御質問に対して説明をさせていただきます。

まず、好循環していくかどうかという御質問ですけれども、基本的に先ほどの説明の中でも申し上げましたように、果たして増になるのか、減になるのかというのは今の段階でははっきりお答えすることはできません。お金の流れをより広く集めることによって経済を循環させていこうというのが趣旨でございますから、それによって所得が増えるということであれば、所得割としての課税分が当然上がっていくということになろうかと思います。そのことによって、好循環という言い方のところに多少は適用される部分があるのかなというふうには思うところでございます。

それから、町への具体的な影響につきましては、先ほど言いましたように、ちょっと具体的な数字としてはわかりません。今まで分離で町のほうに、あるいは税務署のほうに申告をしておりました株式の方というのは100人に満たない数字なんですね。ところが、それは源泉徴収を選択した口座の中で株式などの動きをされている方は、その中で源泉されてしまいますから、こちらではわからずに県民税として収納されて、総合政策さんのほうで所管している利子割ですとか配当割ですとか譲渡割などの配当金という形で交付されて町の収入になります。これが原則分離申告ですよという形になるので、その段階になって初めて税のほうとすると何人の方が申告の対象になるというふうにわかってくるというのが実情でございます。したがいまして、具体的な数字として今お話しすることはできませんけれども、分離申告が原則になりますから、人数とすると当然多くなる。ただ、源泉徴収口座という部分についてはまだ残っておりますので、また今回のニーサで新しい口座の制度もできましたので、こちらのほうにどれくらい流れるかということも当然今の段階ではわからないということでございます。大変申し訳ありませんけれども、具体的な数字は出てまいりませんが、以上のような説明で説明とさせていただきます。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立 により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料 館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議長(高橋正行君) 日程第8、町長提出議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

住民サービスの向上及び経費削減のため、町立図書館及び展示業務等を除く町立郷土資料館 に指定管理者制度導入のための条例改正をしたいので、本改正案を御提案申し上げるものでご ざいます。

平成23年度第4次上里町行政改革大綱において、町の公共施設の管理運営を施設サービスや 経費削減など効果的な管理運営の視点で見直し、指定管理者制度の拡大を行うとしております。

それを受けまして、公共施設見直し検討委員会及び指定管理者制度導入検討プロジェクトチームで審議し、図書館及び展示業務等を除く郷土資料館においては指定管理者制度を導入する

ものであります。

郷土資料館の展示業務等については、導入による効果が期待できないということで除き、郷 土資料館の施設や設備は図書館との複合館であることから、指定管理者による一体管理といた します。

この導入に向けて、関係条例等の一部改正が必要となったものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

第1条、上里町立図書館設置及び管理条例の一部改正でございます。

図書館設置及び管理条例の第4条と第5条は条項番号を整理し、第5条は、新たに2項を加えて、第2項で指定管理者に管理を行わせることができるとし、第3項において上里町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例による手続を定めております。

第6条は、指定管理者が行う管理の基準は、法令や本条例のほか教育委員会規則等によることを規定しております。

第7条は、指定管理者が行う管理運営業務について、施設・設備の維持管理、図書館の利用 等の運営に関する範囲を定めています。

第8条から第11条まで条項番号を整理し、第9条と第10条では指定管理者にも館長と同等の 権限を与えて運営することを定めたものでございます。

第2条、上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部改正でございます。

第4条に新たに2項を加えて、第2項で指定管理者に管理を行わせることができるとし、第 3項において上里町公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例による手続を定めており ます。

第5条から第8条まで条項番号を整理し、第5条では本条例をはじめとする法令等による管理の基準を、第7条では指定管理者が行う業務の範囲として施設及び設備の維持管理であることを定めております。

以上で上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を 改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜り ますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 全員協議会の時もお尋ねした部分でもありますけれども、図書館に

おきましては今カウンター業務というんでしょうか、窓口業務はもうここ何年来ずっと非正規の方、常勤パートさんというんでしょうか、そういう方々にお願いして運営してきていると思います。それで、第4条の業務内容を掲げていますけれども、今現在もすべてそうした方々によって行われてきているのかどうか、それを1点お尋ねいたします。

それと、郷土資料館に関わる部分の第7条でありますけれども、第1項で郷土資料館の施設 及び設備の維持管理に関する業務とありますけれども、掘り返された文化財というんでしょう か、そうした復元作業というのはもう全部終了しているんでしょうか。

また、サービス向上と経費削減というのがこの改正の大きな柱になっているわけですけれども、サービス向上につきましては時間を1時間延長していくということと、休館日を半分ぐらい減らしていくということでありましたけれども、努力、指定管理にしない方法でそうしたことが図れなかったのかどうか、そうしたことの試算はしたのかどうか。また、今後定年をされても65歳の年金が支給されるまで引き続き再雇用の制度、希望者は受け入れていくということになっていくというふうに思います。そうしたことなど、いろいろ考えた様々な試算は行っているのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) まず、1点目の第4条の図書館の業務の関係でございますけれども、図書館の大きな仕事の1つに窓口で受付業務があるわけでございますけれども、その業務についてはパートの職員さんでやっているのでしょうかという御質問でございますけれども、町の職員も館長を含め3名おりますので、当然町の職員とパートの職員の皆さんと一緒になって窓口業務をやっているということでございますので、そこは御理解をお願いしたいと思います。

それと、もう一点でございますけれども、指定管理者制度の関係で、提案説明の中で住民サービスの向上と経費の節減という、この理由で指定管理を導入するということでございますけれども、その辺の関連でございますけれども、全協の中でも御説明申し上げたところでございますけれども、やはリサービスの向上の中には開館時間の拡大があると思います。今まで行っている図書館の業務の開館時間を延長することと閉館日を少なくするということで、そういう意味で住民サービスの向上が図れるということが1点でございます。

それと、経費の節減の効果でございますけれども、この指定管理を導入することによって町の図書館の予算を大きく削減させると、そういう意味で経費節減という形をとっているわけではございません。1つはですね、今申し上げましたサービス向上ということで、通常はですね、開館時間を増やす、開館日を増やすということになりますと、当然そこにかかわる職員さんの人件費等々も増えるわけでございますから、そういうものも指定管理をすることによって同じ

ようにできるということは、逆に言うとそれが経費の削減につながるということでございます。 そういう意味で御理解をお願いしたいと思います。

それと、この導入に当たりまして、指定管理をすることではなくて、今町の職員の中での再任用の関係とか、そういうものも試算したのかということでございますけれども、基本的にはですね、再任用についても今後これから検討していかなければならない内容でございますけれども、広く考えまして、この指定管理についても行政改革の一環と、また公共施設の見直しの検討委員会等々の中で今やっている図書館の業務をさらに住民の方に利用しやすく、またサービスの落ちないやり方については全国的にも指定管理をやられている内容が非常にいいということで、そういう形で今回導入をさせていただいたところでございます。

具体的な図書館の業務の内容と、そして郷土資料館の関係については図書館長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いします。

議長(高橋正行君) 図書館館長。

[図書館館長 桑原正明君発言]

図書館館長(桑原正明君) それでは、説明させていただきます。

1つはですね、郷土資料館の発掘による出土品の整理についてですけれども、これはまだ全て済んでおりません。ここで言っております指定管理についてはですね、こういった部分は含みませんで、郷土資料館の展示スペースですけれども、ここのところは図書館と郷土資料館というのは1つの複合施設ですので、1つの建物ですので、それについての管理は指定管理を導入し、中のそういった展示とか、それに関する業務のほうは今までどおり教育委員会のほうで続けていくという、そういうことでございます。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番(植原育雄君) 済みません。1番の植原です。

全協で説明がありましたけれども、確認をするという意味で質問させていただきたいと思います。

まずですね、提案理由として、同僚議員も質問されておりますが、住民サービスの向上と経費削減のために指定管理制度を導入するということでありますけれども、図書館とか郷土資料館というのは単なる箱物ではなくて、利用者が実際いるわけであります。コストが削減されても、サービスが低下したのでは効果があったとは言えないわけであります。そのために、モニタリング等で十分な進行管理を実施していくようでありますけれども、このモニタリングを行

っていくその内容ですかね、そこら辺のところをまずお聞きをしたいと思います。

それから、モニタリング等をずっと継続していかないとこれは意味がないと思いますので、 まずこの 2 点についてですね、お伺いをしたいと思います。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 住民サービスの向上と経費削減ということでございますけれども、こういう理由によりまして指定管理を導入するということでございますけれども、先ほど御答弁申し上げました内容と重複いたしますけれども、今回ですね、指定管理を行うことによって、開館時間、また閉館日等を少なくするというようなことでサービスの拡大が向上すると。そしてですね、当然開館日が増える、時間が増えるということになると電気料等々も増えるわけでございますけれども、そういうものが上がるけれども、総体的な効果としてコストダウンが図れるということでございます。そういう意味で、住民サービスの向上と経費削減ということを提案理由として挙げさせていただいたところでございます。

基本的には、これからですね、御議決をいただければ公募ということでございますけれども、 経費ということでございますけれども、現在図書館の運営の中でかかっている総体的な経費が あるわけでございますけれども、その平均価格相当で積算をして、それを下回るような提案を 求めていきたいということで、そういう意味である面では経費の削減という提案理由になった わけでございます。これによりまして、提案する事業者の価格が自動的にコストダウンがされ るということで提案説明をさせていただいたところでございます。

それと、上里の図書館については、上里の近隣ではですね、非常に他の市町からも御利用いただいたり、大変ですね、いろいろな面で高い評価を手前みそでございますけれども、いただいているところでございますけれども、今回指定管理にいたしましても、上里町の図書館の今までの良かったところを残しながらですね、やはり生涯学習の場としての図書館の運営を指定管理の中でも求めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、モニタリングの制度については館長のほうから説明をさせていただきますので、よるしくお願いします。

議長(高橋正行君) 図書館館長。

〔図書館館長 桑原正明君発言〕

図書館館長(桑原正明君) それでは、モニタリングについて説明させていただきます。

モニタリングにつきましては、仕様書を示しまして、指定業者の方を選定して進めていくものですけれども、それでその仕様書ということは、要するにこちらの町のほうがですね、こんなふうに今までと同じか、それ以上のレベルで進めてほしいということで細かく内容を示して

いるものですけれども、これがきちんと履行されているかどうかというものを確認していくわけですので、これは毎月、あるいは四半期、あるいは年1回の年次というふうに分けまして決めていきます。そして、細かい内容につきましては、これは指定管理の業者と協議して決めていってスムーズにいくようにというふうに考えております。

これは、あと継続性についてですけれども、もちろんこれは1年だけではだめですので、指 定管理の協定の期間、毎年継続して進めていくものであります。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番(植原育雄君) それから、気になっていることがありまして、現在勤務している臨時職員の雇用継続の保障と、また雇用条件についてですね、図書館司書というんですか、その資格者もいるということでありますので、現状よりも良くなるような配慮もですね、ぜひ仕様書等でその配慮ができるようにですね、お願いをしたいと思いますが、御質問をいたします。

議長(高橋正行君) 図書館館長。

〔図書館館長 桑原正明君発言〕

図書館館長(桑原正明君) それでは、説明させていただきます。

これにつきましては、仕様書の中に盛り込むものですけれども、内容としましては当然埼玉県の最低賃金というものがありますので、これを保障することはもちろんですけれども、それぞれの職員の生活というものもございますので、それを考慮した上で、その職とか従事形態ですね、それに応じた相応の賃金を支払うように努めることということで仕様書に盛り込む予定でございます。

以上です。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) それでは、ちょっと補足させてもらいますけれども、図書館の司書の関係でございますけれども、指定管理に当たってもですね、2人の司書を配置をさせてですね、開館時間では原則1人以上いることを条件ということで公募の中で入れていきたいというふうに思っております。

また、図書館長等の資格等でございますけれども、具体的に図書館については資格要件としてですね、図書館長を置くという規定はございませんけれども、図書館の管理をするにふさわしい経歴や、そういったスキルのある方をですね、人材が望ましいということで、そのような

形で公募をかける予定でございます。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 先ほどの続きなんですけれども、郷土資料館においては、出土品を整理したり復元したりする作業については、引き続き教育委員会のほうで受け持っていくということなので安心しました。

それとですね、図書館のほうでありますけれども、やはり一般的にサービスの向上、そして 経費削減というのを大きな目標として提案している割には、きちっとした試算がされていない んだなというふうに伺いました。

それと、今後指定管理の方にこのようにお願いするという今現在お勤めしていらっしゃる方たちの雇用条件についても、県の最低賃金は当たり前のことでありますし、生活できる賃金ということでも、今非常に民間では、切り詰めた切り詰めた賃金で雇っていますので、それが大きく作用して今以上に生活が安定できる雇用になっていくのかなということもまだ未確定だなというふうに思います。その辺はどのように考えているのか。サービス向上という意味でいけば、上里町の図書館は、先ほどの副町長も答弁しておられましたけれども、非常に近隣からは利用しやすくてサービスがいいと、応対がいいとありがたい評価をいただいているわけで、本当に低賃金で働いていただきながら本当にいい仕事をしていただいている方たちなんだというふうに思っています。

指定管理にしないとサービス向上が図れないのか、その辺の工夫、もう少し具体的にどのような議論をして指定管理のほうがよりいいというふうなところに到達したのか伺いたいというふうに思います。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) まず、臨時職員の関係でございますけれども、先ほど館長のほうから話したとおりでございますけれども、全協でも御説明申し上げたとおりですね、臨時職員については今回指定管理を決める段階でですね、この今の臨時職員さんについても雇用を引き続きお願いをしたいという、これはもう相対のことですから、臨時職員さんがどういう考えでいらっしゃるかわかりませんけれども、そういう形で町としてはですね、この仕様書の中に具体的に明記をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、賃金の関係でございますけれども、現在町で臨時職員の方にお支払いをして いる賃金を下回らないような形でですね、お願いをするということでございます。あとは、当 然、民間が入るということでございますので、その臨時職員さんの中でもいろいろなノウハウ 等を持った方については、プラスアルファもあるのかなというふうに考えているところでござ います。

そういう意味で、全協でも申し上げましたように、臨時職員さんについてはですね、今いる 臨時職員さんをそのまま引き続いて指定管理の中で行うというのが全国的にも例であると思い ますので、その辺についてはそのような考え方の中で進めていきたいというふうに考えておる ところでございます。

それと、経費削減というのが提案理由の中に入っておりまして、だいぶその経費削減というのが非常にですね、町の中で今やっている業務を予算を減額をして指定管理で行うんだというような、そんなイメージに捉われている部分もあろうかと思いますけれども、具体的にですね、やはり指定管理者制度で導入できる、 これは全てとは申し上げませんけれども、大きな部分については人件費の削減があると思います。人件費というのは臨時職員さんということではなくて、今いる町の職員さんの人件費、これが現在3名いるわけですけれども、その方の人件費と民間のノウハウを生かして全国的な図書館の運営をする指定管理の中で行うと、そういう面での人件費の削減がですね、期待をできるというものでございまして、町にしてみると、この3名の方が図書館の業務から他の業務に入るということになりますと、今は課長職と、あと2名ということでございますけれども、そういった方々の3名が他の仕事に入れるということで、いろいろな福祉部分ですとか、そういった教育部門のほうに人が配置されるという効果があるということでございます。

それと、導入に当たって、町が直営でやる場合との試算がもう少し具体的にということでございますけれども、現在、今金額的に云々ということではございませんけれども、何年か前に町民の方がですね、夏休みに開館時間を増やしてほしいという要望がございまして、それに伴いまして町でもですね、夏休み期間については、特例ということで時間延長したわけでございますけれども、それに伴う費用についても、具体的な数字はちょっとここで申し上げられませんけれども、相当な金額をですね、当然臨時職員さんの人数を増やすとかですね、町の職員の時間外とか、それも絡みまして相当な時間をですね、費用がかかっているわけでございます。夏休み期間だけでもかなりの金額がかかるということでございますから、現在指定管理で行おうとしている開館時間の延長と、また開館日の拡大、これを含めますと相当な金額が出るわけでございますので、そこを比較いたしますと、それだけでもかなり効果があるんではないかなというふうに考えているところでございます。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番(小暮敏美君) 何点かお聞きしたいんですが、今回指定管理者ということで、私も非常にこの件に関しては期待をしておりますし、もっと早くするべきだったんじゃないかなというふうに思います。

その中で、先ほど副町長のほうが何回かお話、この上里の図書館非常に広範囲に利用する方が多いということをおっしゃって、私も確かに多いんではないかなというふうに思うんですが、そうしますと、当然指定管理者することによって時間が延長される。また、休館日も減らすということになると、当然また利用者もかなり増えてくるんではないかな。倍とは言いませんが、かなり増えてくるんじゃないかなと。そういうことは、当然そのことによって、来年度ですか、2月、3月に引き継ぎをするという流れになるわけですけれども、その残った職員、新しく再雇用された職員、かなりのしわ寄せが来るんではないかなというふうに思います。その中で、当然、今、図書館の職員、当然それが民間に入っていくということで、その再教育というんですか、それも当然必要になってくるんじゃないかというふうに思います。要するに、気持ちの切りかえですよね。ある意味公務員の考え方と民間の考え方はかなりかけ離れております。そこのところを新しく指定管理者となる業者の方に任せるのか、それともその前に職員を再教育をこちらでするのか、そこのところ、まだ先の話なんですが、お考えを聞かせていただければというふうに思いますが。

議長(高橋正行君) 図書館館長。

〔図書館館長 桑原正明君発言〕

図書館館長(桑原正明君) それでは、説明させていただきます。

職員のですね、今現在の臨時職員の引き継ぎ後のための再教育についてなんですけれども、これについても仕様書の中で盛り込むもので、きちっと新しい体制になってもさらに技術的にやっていけるようにということで、その研修というものも指定管理者のほうがするようにということで盛り込む予定でございます。

以上です。

議長(高橋正行君) 9番、小暮議員。

[9番 小暮敏美君発言]

9番(小暮敏美君) 是非、そういう予定であれば、その予定どおりにしていただきたいな というふうに思います。

また、当然この文言でいきますと、教育委員会の権限というんですか、非常に強く、やっぱ りある意味教育委員会がしっかりしないと、恐らくこの改革、ある意味改革ですよね。失敗に 終わってしまうんじゃないかなというふうに思うんですが、何が何でもやり抜くんだと。これ を中心にまた上里の館ですか、これは町長の権限なのか。失礼しました。ちょっと取り下げますが、これをやり遂げるという教育長、教育委員長ですか、本当は。でも、教育長しかいないから、教育長の意気込みというものをお聞かせ願いたいと思います。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長(下山彰夫君) 今、指定管理をしたときのですね、教育委員会のあり方ということで御質問をいただきましたけれども、やはり先ほどから副町長この話しておるように、サービス向上、いわゆる住民に愛される図書館、これがやはりサービス向上の一つではないかなというふうに思っております。そういう観点からですね、指定管理者との折衝、あるいは指導、これについては積極的にですね、教育委員会かかわっていかなくちゃいけないなというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、教育委員会の職員に対してもですね、図書館のあり方ということについて 研修をさせなくちゃいけないかなと。現在は、図書館の専門司書がですね、図書館に在住して 運営しているわけですけれども、その職員がいなくなったときにですね、教育委員会の中の職員が、図書館がわからないということでは困りますので、その辺のところも、もちろん研修等 を含めながら指導してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

12番、伊藤議員。

〔12番 伊藤 裕君発言〕

12番(伊藤 裕君) 12番、伊藤です。

資料館のことについてお伺いしたいのですが、民間管理ということで、図書館、資料館一緒にというお話でずっと伺ってまいりました。ただいまの先ほどの説明で、資料館の埋蔵物ですか、それの資料の整理などは教育委員会がじかに行うということで御説明を伺いました。それで、資料館のほうはですね、資料館の臨時の職員さん、図書館と比べて上里町の全体の臨時さんと比べても特に賃金が一番の末端の賃金だと思って理解しております。そのような中でですね、資料館だけどうして民間にやらないのかと。一昨日の副長の説明でもありましたように、かえって民間に委託をしたほうが、先ほどの説明ありましたように、職員が3人抜けるということで、かえって民間に委託したほうが臨時にパートさんの給料が上がる場合もあると、そのようなお話も伺いまして、そのような話を伺った中で、資料館だけどういうことで継続して教育委員会のほうで行っていくのかというのがちょっとわからないので、それを説明お願いいたします。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長(下山彰夫君) お答えさせていただきます。

先ほどから資料館の管理運営という話をしておりますけれども、資料館の館の管理なんですね。ただ、資料館という組織そのものは残らないと、上里町のいわゆる文化財行政そのものが停滞してしまいます。したがって、今図書館の中にある部分の資料館の展示部門云々と言っているんですけれども、それだけではなくて、総体的に見て文化財そのものを管理運営、あるいは発展させるための組織というものが現在もあるわけですけれども、それは残していきますよという意味合いでございます。その文化財行政の一部の中に、いわゆる埋蔵文化財の復元作業、発掘作業というものがあります。それから、有形文化財があります。無形文化財があります。これらのものを総体的に管理していたのがいわゆる郷土資料館なんですね。図書館ではなくて郷土資料館がやっていたということなんです。ですから、その郷土資料館という内部組織的なものについては残していくという意味合いのものでございます。

以上です。

議長(高橋正行君) 12番、伊藤議員。

[12番 伊藤 裕君発言]

12番(伊藤 裕君) 教育長の御説明よくわかったのかわからないんだけれども、要するに埋蔵文化財の整理をするとか、有形文化財の整理をするとかということはその民間業者に任せてやると、そういうことですか。

じゃ、私が質問したのは、だから教育長、ちょっと質問の受け方が違うと思うんですよ。私は、だから、教育委員会が民間に管理を任せるに当たって郷土資料館も図書館も任せると。その中で、その有形文化財の整理だとか無形文化財の整理をするのに臨時さんがやっているわけですよ。臨時さんがやっているんだけれども、上里町の中の要するに時給でいくと郷土資料館が比較的安かったのが頭にあったので、だから、そこ値段が安いので、町で安いところだけやるのかなと思ったので、どういうことかなと思って質問したんですけれども。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長(下山彰夫君) 言葉が足りませんで。実はですね、文化財行政というのはですね、 上からのつながりがございまして、専門職でないと、行政でないとできない部分というのがご ざいます。民間には任せられないと。いわゆる発掘だとか、そういう掘る部分とか部分的なも のについては民間に委託することできるんですけれども、その手続上ですとか進行管理ですと かというものはですね、いわゆる行政の専門職じゃなくてはできない状況ができています。し たがって、この部分だけ民間に移すということが無理だという検討委員会の中での結論が出てきたんだと思うんですね。そういう意味で、図書館と一体になっている建物の中にある部分のいわゆる管理、それだけは民間のほうに指定管理、図書館と一緒にお願いしましょうと。しかしながら、ソフト面については今言ったようなことから民間に委託することが無理があるので、行政が行っていきますよという話なんですね。その進める中でパートさんが復元作業をしているということであって、いわゆる文化財行政の中の、町がやっている文化財行政大きな中の1つの分野を復元という部分のみパートさんにお願いしているという状況があるものですから、これだけを切り離すということもまたできないということなんです。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

5番、納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 5番、納谷です。

同僚議員の質問、それに対する答弁等を伺って幾つか疑問といいますか、確認しておいたほうがいい事項があるのかなと思いまして御質問をさせていただきます。

まず1点、今回、郷土資料館については郷土資料館の展示室の部分、建屋の部分だけの管理 ということで、そもそも郷土資料館が行っている事業自体を指定管理という形をとるんじゃな いということで理解をしております。

その上で、先ほどの教育長のお答えの中では、埋蔵文化財の関係であるとかというものは行政が携わらなければいけないところがあると。というのであれば、そもそもその図書館に併設されている郷土資料館の部分のあり方から根本的に考える必要があるのかなと思うんですね。恐らく現状では郷土資料館が行っている事業というのは、ちょっと正式名称うろ覚えなんですが、図書館の隣にある出土品の管理の建屋の部分で行っているのがメインなのかなということを考えると、教育委員会の組織自体を考え直して、図書館に併設されている部分の常設展示室等の部分をうまく郷土資料館の事業と切り離す形で図書館のくくりの中でやって、郷土資料館の部分はそもそも建屋自体から分けてしまうと、そういったことをとったほうが自然なのかなという気がします。

今、なかなか時間がかかる問題かとは思いますが、そうでないと、今回の例えば人件費のことを考えますと、正規職員さんの人件費が非常に高いというのはわかります。その部分が指定管理になれば削減されるだろうとは思うんですけれども、現状、図書館長今郷土資料館長も兼ねているということを考えると、どこまで厳密にこの人件費のことが語れるのかなという部分がございますし、更に言うと、そこをしっかり分けることによって、行政、論点がここから多

少ずれしまうかもしれませんが、文化財関係を行政がやっていかなければならない部分だとすれば、当然この部分の今後上里町のプロパー職員というのも育成していかなければいけないければも、決算で委員会では常に言われていることでありますが、その部分がかなり欠けていると。現状のやり方で郷土資料館と図書館をあわせて町で運営していくならば、その部分でのプロパー職員の育成というのもしやすいと思いますね。ここで完全に切り離してしまうと、じゃどうやって今の郷土資料館の事業をやっていく中で、今後行政が引き続き町の文化財等の行政を担っていくのかといったときに、今の体制でさらに切り離してしまってやっていくと非常に難しいのかな。図書館とあわせて運営していくこと、町が運営していくことによって、その辺の継続性、要するに継続性も図れると思います。その中で、あえてその郷土資料館の展示室の部分だけをその箱、建屋だけの指定管理していくのがどうなのかな。どのように考えているのかというのがまず1点目の御質問であります。

2点目の質問になりますけれども、指定管理については公募で行うということでございましたが、今まで答弁を伺っておりますと、現在臨時で働いている方々は希望があれば引き続き継続雇用していくと。さらに、その中で指定管理にすることによって時給も上がっていくという事例が多いというお話でありました。そういった現状がありながら、指定管理によって開館時間を増やす、開館日数を増やす。それに伴う電気代の増とかもありますし、もちろん電気料金も上がっていく。それも含めて、現在かかっている経費以内で抑えるということになりますと、さすがに幾ら常勤の職員さんが2人、3人でしたか、いるとしても、そこで果たして吸収できるのかなと。結構シビアにはじいていかないと難しいと。その部分のしわ寄せが今の臨時で働いている方々に行ってしまう可能性があるとする前提で、万が一条件に合わないで公募がなかったとするときにはどのような対応をするのか。ちょっと論点が質疑とずれてしまうかもしれませんが、一つ心配しているところです。

それと、続いてなんですが、現在図書館が抱えている問題が幾つかあると思うんですね。ハード面の問題だと思います。例えば書庫の増設の問題等々ありますが、今後、今まで歴代の多分館長さんが幾つかこういったことを改善したいというのをまとめられていたんじゃないのかなと思います。過去図書館に何回か私も伺ったことがあって、歴代の館長さんには図書館をこうしたほうがいい、ここを直さなければだめだよねということを考えているという話は伺っております。

そういったハード面についてなんですが、指定管理が施設及び設備の維持管理に関する業務を行っていくということでありますが、これ教育委員会直営といいますか、町直営であれば、 日々職員さんが常駐しながら、ここは直さなければだめだよね、ここはやっぱり書庫を改修していかなければだめだよね、増設しなければだめだねということはありますが、指定管理の限 られた範囲、この中でのことを最低限やって下さいよという中で、その辺の提言は受けていけるのか。どのようにその施設の維持管理といいますか、ハード面を良くすることによって利用者へのサービスを還元するといううまい循環が図れるのか、その辺の制度設計はどのように考えられているのかというのが続いての質問であります。

次の質問が、これは全協のときにお話しさせていただいた図書館で毎年問題になっている不明本の関係なんですが、ICタグとかをつければかなり改善されると思いますが、今後その辺を考えられているのかということと、不明本が出たときにどのような対応をするのかというのが続いての質問であります。

以上でお願いします。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 今回といいますか、上里については図書館と郷土資料館を併設とした複合館ということで建設をされたわけでございますけれども、その当時の趣旨としては、郷土資料館を個別につくっても、当初は非常に来館の方が多いですけれども、なかなかですね、国や大きな博物館や資料館と違いまして、それほど展示をですね、1カ月に1回、2カ月に1回変えるわけにもいかないという部分もございまして、より多くの方に郷土資料を見ていただくということで、図書館に来ていただいた方がちょっと寄っていくと、そういう形の複合館を目指してですね、つくったところでございます。

そういう意味で、今回指定管理にするに当たりまして、教育長のほうからも話がございましたけれども、郷土資料館のあり方についてもいろいろと検討したわけでございますけれども、複合館ということですから、館の維持管理、例えばそこへいろいろな方が来たときに、清掃の関係だとか、あとはそういう部分を指定管理でお願いするということで、例えば展示室、また常設、特別展を企画をする、改正をするという内容については今までどおり教育委員会のほうで行うというすみ分けをしているところでございます。指定管理については複合施設をお願いするので、郷土資料のほうの関係の警備等々、清掃等々のそういうものをお願いしたいということでございますので、お願いします。

また、郷土資料館のあり方については、教育長のほうからまた答弁をお願いできればと思います。

次に、公募関係でございますけれども、確かに公募があるかどうかというのは非常に正直申 し上げましてまだ未定ということですから、不安な面もございますけれども、やはりこのプロ ジェクトチームの中でいろいろとですね、図書館の指定管理を検討する中で、今まで埼玉県で すとか近隣等々で指定管理にお願いをした指定管理の導入のあり方についても、いろいろと勉 強させていただいておりますので、町の今の予算の範囲内の中で公募をかければ何とか募集を いただけるのかなという形で考えているところでございます。

それと、図書館の施設の大きな問題として、書庫の不足とかいろいろな図書館の課題があるわけでございます。当然ですね、指定管理をする中では教育委員会のほうでモニタリングとかいろいろな部分をですね、教育委員会の主体性を持ってですね、指定管理の方と調整をしながら進めていくところでございますけれども、今回指定管理で条例を通していただいて、12月に業者さんが決まればということでございますけれども、当然今の教育委員会の課の設置についても見直しをするということが考えられます。図書館長、郷土資料館長が兼務ということでございますから、それをですね、図書館の指定管理者と調整をしたり、意見交換をしたり、ある面では教育委員会の担当課のほうでいろいろと意見交換をする中で指導していくというんでしょうかね、町の教育委員会の考え方を通して指定管理をするというような、そういう部分をこれからいろいろな面でやっていかなければいけないんですけれども、そういった係をどこの課に置くのかというのも今後ですね、課の設置条例の改正を含めて今考えているところでございます。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長(下山彰夫君) それで、事業の内容的な面について、特にプロパーの問題があるん ではないかなという話が出てまいりました。先ほどから出ておりますけれども、郷土資料館と いう一つの館なんですけれども、その中で行われているいわゆる文化財そのものについてのも のについてはあの館の中で運営しているんじゃなくて、展示をやっているだけでですね、管理 センターのほうで職員がいて文化財行政そのものを運営しているわけですけれども、したがっ て、組織はセンターの中で組織立てて動いているわけです。先ほどから文化財行政大変難しい と申し上げましたのはですね、特に埋蔵系の文化財についての問題であって、埋蔵文化財の場 合は、調査員資格がないとですね、実は発掘ができません。それから、発掘申請等の問題もで きません。そういう意味でいくと、今後今いる職員がいずれいなくなりますから、当然のごと く学芸員資格を持った職員も見つけなくちゃならない、採用していかなくちゃならないし、調 査員資格も取らせていかないと、上里のいわゆるこれからのですね、地域のいわゆる開発です か、これもままならなくなってしまうという問題が起こるわけです。今、その辺のところもで すね、副町長とも相談しながらですね、今いろいろその学芸員、調査員資格を持っている職員 がなくなる時期までの間には、上里町も新たな学芸員資格を持った職員、それから調査員、発 掘調査のできる職員を育てなくちゃいけないねという形で今検討しているところでございまし て、その辺も含めると、やはり指定管理で委託するのではなくて、町のほうでですね、考えて

いかなくてはいけないなと。したがって、郷土資料館というそのものと今分離するという御意見いただきましたけれども、それらも含めながらですね、検討しなくてはならない課題ではあるというふうに捉えております。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。 納谷議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) ありがとうございました。

その学芸員さんの育成とかを考えていくと、そういった面で考えると、今のあり方、図書館 と抱き合わせという言い方はおかしいかもしれませんけれども、複合館でやっていくほうが町 のこの職員の全体の配置を考えていくとやりやすいのかなと。資料館が担っている部分だけで 果たして育成をしていくのは、かなりそれこそ限られた職員というか、もう多くて2人、基本 的に1人ということになりますよね、正規の職員は。そうすると、その面からだけということ はないんですけれども、考えていくと、現状の図書館と複合館で図書館業務、郷土資料館業務 をやっていくほうがよりいいのかなと思いますが、それもう一度だけ、大変しつこくなってし まうんですけれども、一つ教育長のほうにお伺いしたいということと、あともう一点なんです が、指定管理者が決定いたしましたと。その後、1月にということですよね。2月、3月で業 務の引き継ぎをしていくということですが、引き継ぎという形になっていくと、当然そこに指 定管理者の従業員さんが来られて図書館業務についていくということだと思うんですが、その 2カ月間はもちろん新たな予算措置を講じなければいけないということになってくると思うん ですね。それはいいんですが、それでは、じゃ残されたその現在の臨時の職員さん、この方々 が全員かはわかりませんが、継続して指定管理の雇用に就きたいと、職員に就きたいとなった 場合に、その方々の引き継ぎ期間の業務のどちらの立場として業務に就くのかということを考 えておかないと、じゃ2カ月間指定管理者に引き継ぎ間の例えば予算措置をしますよ。でも、 それは、継続して雇用される方々は、今は臨時の職員ということで対応していくと、じゃ町か ら給料を払えばいいんだよねという話になって、指定管理者が丸儲けになっちゃうような気が します。逆に指定管理者が引き継ぐための研修をしているとして、指定管理者から給料を払う となると町が逆の立場かなと思うんですけれども、その辺の検討はされているのかどうか、ど ういった制度設計をしているのかをお伺いします。

議長(高橋正行君) 図書館館長。

〔図書館館長 桑原正明君発言〕

図書館館長(桑原正明君) それにつきましてはですね、引き継ぎ期間なんですけれども、

これについては今までの町の臨時職員という立場で仕事に就いていただいて、その間は要するに指定管理者のその会社の研修ということで、そっちから無給で仕事に就いてもらうというふうに考えております。だから、あとほかに、今いる臨時職員のほかにも、また人数何人か増やすかもしれないんですけれども、それは指定管理者のほうの考え方ですけれども、そういった人の給料とか、そっちのほうはもちろん管理者のほうで考えることですけれども、とりあえず今いる臨時職員の方については今までどおりにやって、あとは当然指定管理者のほうの館長に相当する人が就くわけですけれども、そういった人とのコミュニケーションとか仕事の段取りの認識とかですね、そういったものを合わせていって4月を迎えられればいいなというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長(下山彰夫君) 図書館と資料館一体化したほうがいいんじゃないかという話なんですけれども、一体化していないんですよね、実質的には全く業務が違いますから。全く違う業務、建物が1つだから一体化しているように見えるんですけれども、やっていることは全く違う。ですから、一体化は、これは難しいであろう。一体化することによって合理的には進まないであろうということは言えるのではないかなというふうに思っております。したがって、こちらはこちら、こちらはこちらという形で、ですから、今言った埋蔵管理センターにいる、作業をするのは管理センターでやらなくちゃなりませんけれども、職員は生涯学習課のほうに引き揚げるとか、いろいろな形があると思うんですね。一体的に教育委員会が全体、その管理センターも含めながら管理する方法等も考えられるでしょうし、それはこれからも少し検討しなくちゃならないことだと思うんです、今のような形では全くいけなくなりますので。ただ、今言った展示については全く図書館の人がやるのは専門外ですから、専門外の人にお願いするわけにはいかないということで、そこをですから今度は逆に借り上げてやると。占有権を持ってやるというような形になるのではないかなというふうに思っています。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番(沓澤幸子君) 議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、時期尚早という感じがしますので、反

対の討論をさせていただきたいというふうに思います。

1点目には、やはり上里町は本来は図書館長、郷土資料館長がいましたけれども、それも兼務に切り替わってここ数年やってきているというふうに思います。そして、質問の中でもありましたけれども、上里町図書館は非常に近隣の住民の評価も高く、質の高い仕事を、町民に喜ばれる仕事をしてきたなというふうに認識しています。

サービスの向上ということで掲げた2点につきましては、私は工夫次第で、本当に臨時の職員の方たちには申し訳ないですけれども、臨時の職員の方を増やす。増やして時間延長を時差勤務で行っていただくだとか、そうした工夫、もしくは職員の再雇用制度も今度スタートしていくわけでありまして、そうしたものをうまく組み合わせていけば質的な今以上の、住民に喜ばれ、近隣市町村からも評価されていますけれども、今以上のサービス向上も図れるなというふうに思っています。

経費の削減という観点からは、このサービスが向上することを同じ経費でやっていけばいい というふうな考えでありましたので、そうしたこともそのやり方次第ではうまくやっていける んではないかなというふうに思います。

そして、郷土資料館におきましても、やはり館の清掃だとか管理は委託するけれども、中身のこと全般に対しては、やはり専門職であってということで、引き続き学芸資格者ですか、今度学芸員の資格を持った方が退職されるわけでありまして、そうしたこともやっていかなくちゃいけない。全く図書館とは別でありますけれども、やはりそばに同じ町立の職員、町のいろいろなことを経験している職員が館長でいて、そして新しく来る、新しく雇わざるを得ないわけですよね。長年やって下さっていて、この資料館をつくったときから細かい展示だとかすごい評価されていますよね、上里の資料館。そうしたことをやってきた人がいなくなるわけです。そこを埋めていく。そうしたときに、やはり一体化ではないですけれども、全く仕事の内容は別でありますけれども、経験のある館長がいることでやはり補佐できる部分というのはあるんじゃないかなというふうに思います。

私は、そうしたサービスと経費削減の部分についてもあらゆる部分での試算がされていないというところでは、やはりまだもう少しじっくりと議論する余地があるんじゃないかなというふうに思います。議員に対しましても数日前に急に報告されてきた中身でありまして、やはりもうちょっとじっくりと腰を据えて議論していく内容ではないかなというふうに思います。申し訳ないですけれども、駐輪場を指定管理する内容と、知識の館である図書館を指定管理するということはもっと慎重に考えていくべきではないかなというふうに思いまして、反対というふうにさせていただきたいと思います。

議長(高橋正行君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町立図書館設置及び管理条例及び上里町立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後 1時28分再開

議長(高橋正行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 町長提出議案第66号 上里町条例の左横書き化に関する条例について

議長(高橋正行君) 日程第9、町長提出議案第66号 上里町条例の左横書き化に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第66号 上里町条例の左横書き化に関する条例について。

御提案申し上げました議案第66号 上里町条例の左横書き化に関する条例について、御説明 を申し上げます。

提案理由でございますが、現在、横書きが主流である一般の公文書との整合性を図り、事務の効率化を進めるため、本条例の施行前に公布された町条例を一括して左横書きに改めたく、本案を提出するものであります。

それでは、本条例の概要を御説明申し上げます。

本条例につきましては、本条例施行前の既存の条例を一括して左横書き化にするためのものになります。また、左横書き化にするための詳細な方法については、各条文で規定しております。

それでは、各条文の説明をさせていただきます。

第1条ですが、本条例の趣旨を規定しており、本条例公布前の既存の条例を左横書きに改め

るための必要な事項を定めることを規定しております。

次に、第2条関係ですが、形式の変更といたしまして、左横書きに改めることを規定しており、左横書きに伴う変更内容を1号から7号の各号で定めております。

最後に、第3条関係ですが、委任事項になりまして、本条例以外に左横書き化に関し必要な 事項を町長が別に定めることを規定しております。

附則についてでございますが、施行日を定めており、平成26年1月1日から施行とさせていただきます。御議決をいただければ、来年の議会の議案書からは左横書きへと変更になる予定でございます。

以上で上里町条例の左横書き化に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎 重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町条例の左横書き化に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第67号 本庄上里学校給食組合規約の変更について

議長(高橋正行君) 日程第10、町長提出議案第67号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由及び議案の説明の前に、本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条に基づき、本件に対する上里町教育委員会の意見を聞いたところ、異議がない 旨の回答を得ておりますので、報告いたします。

これより提出者より提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第67号 本庄上里学校給食組合規約の一部を変更する規約について。

御提案を申し上げました議案第67号 本庄上里学校給食組合規約の一部を変更する規約について、御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本庄市において実施される住居表示に関する法律第2条第1号に 規定する街区方式により住居表示に伴い、本庄上里学校給食組合規約を変更することについて 協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、規約の変更の概要を御説明申し上げます。

学校給食組合で共同処理する区域につきましては、規約の別表で規定されており、その別表中で、本庄市の住居表示の変更に伴い規約を変更するものでございます。

今回の本庄市の住居表示の主な変更点は、早稲田の杜1丁目から5丁目が新しく住居表示に加わることになりますが、具体的な別表の改正につきましては、「、万年寺1丁目から3丁目、下野堂1丁目から3丁目」を従来の位置から削りまして、「四季の里1丁目から3丁目」の次に「、万年寺1丁目から3丁目、下野堂1丁目から3丁目、早稲田の杜1丁目から5丁目」を加えることになり、共同処理する区域を整備するものでございます。

以上で本庄上里学校給食組合規約の一部を変更する規約についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 本庄上里学校給食組合規約の変更についての件を起立により採決いた します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第68号 平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号) 議長(高橋正行君) 日程第11、町長提出議案第68号 平成25年度上里町一般会計補正予算 (第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 上里町一般会計補正予算(第2号)。

御提案申し上げました議案第68号 平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号)について、 御説明いたします。

平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,581万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億3,104万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は12万9,000円の増額補正で、民生費委託金の年金事務市町村協力連携交付金でございます。

次に、款15の県支出金は166万3,000円の増額補正で、主な内容は総務費県補助金の防犯町づくり支援事業補助金74万1,000円と、商工費県補助金の埼玉県消費者行政活性化補助金77万1,000円などとなっています。

款17寄附金は100万円の増額補正で、本庄北高校同窓会からの一般寄附金となっています。

款18繰入金は1億2,868万4,000円の減額補正で、主な内容は、基金繰入金については財政調整基金繰入金1億3,890万円の減額などで、特別会計繰入金については介護保険特別会計1,143万3,000円、神保原駅南土地区画整理事業特別会計繰入金1,468万3,000円を繰り入れることとしております。

款19繰越金は3億6,944万1,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は226万1,000円の増額補正で、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算金です。

歳入合計では、現予算に対し2億4,581万円を追加し、84億3,104万8,000円とするものでご

ざいます。

次に、3ページから4ページの歳出でございます。

議会費から教育費までで、各項目にわたり給与に係わる特例条例や人事異動等による給与の 補正や事業費の補正となっています。

款1議会費は27万7,000円の減額補正で、給与費の減額でございます。

款 2 総務費は 2 億9,121万5,000円の増額補正で、主な内容は給与費の減額、減債基金積立金、 財政調整基金積立金、公用車の入れ替え、隣保館解体に係わる工事費、神保原駅ロータリーへ の防犯カメラ設置工事などの増額となっています。

款3民生費は8,608万6,000円の減額補正で、主な内容は給与費、国・県支出金の確定に伴う 国民健康保険特別会計繰出金の減額、介護保険特別会計繰出金、男女共同参画推進センター及 び各児童館の施設修繕などの増額となっています。

款4の衛生費は230万7,000円の減額補正で、主な内容は給与費の減額、保健センターの消防 設備修繕及び粗大ごみシール印刷の増額となっています。

款5農林水産業費は335万円の減額補正で、主な内容は給与費の減額となっています。

款6の商工費は71万2,000円の増額補正で、主な内容は消費者被害防止サポーターに係わる 備品の増額などとなっています。

款7土木費は3,543万6,000円の増額補正で、主な内容は上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、駅南街区公園の基本計画策定業務、駅北コミュニティートイレ下水道接続に係わる工事費、古新田四ッ谷線整備事業、公共下水道事業特別会計繰出金などの増額となっています。

款8消防費は637万1,000円の増額補正で、主な内容は防災行政無線子局移設工事、災害対策 用発電機購入などの増額となっています。

款 9 教育費は409万6,000円の増額補正で、主な内容は給与費の減額、小学校の消防施設等営 繕工事、中学校の図書購入、多目的スポーツホールの冷暖房設備改修工事、町民体育館・多目 的スポーツホールトイレ改修工事などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し2億4,581万円を追加し、84億3,104万8,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で御説明をさせていただきますので、 よろしくお願いしたいと思います。

議長(高橋正行君) 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

[以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君詳細説明]

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) この長いほうでありますけれども、2ページで質問させていただきます。総合政策課のところでありますけれども、繰入金は当初予定していたものが前年度の繰越金に置き換えるという形で不用になったんじゃないかなというふうに思います。その額が、合わせて1億5,480万円。そして、もろもろのいわゆる大きなところでは人件費、一般給与費の減額等々と合わせて生まれたお金を今度は財政調整基金に積み立てるだとか減債基金に積み立てるという形なのかなというふうに思うわけなんですけれども、まだ今年が始まって半年の段階で住民要望というのはいろいろあって、それに対してなかなか財政的な厳しさから当初予算に組めないということだったと思うんですけれども、当初予定していた基金を取り崩さなくても済む、そうやって生まれてきた財源を即違った基金に積んでいくということでは住民の要望はなかなか実現していかないんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、この辺の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 住民要望に対する予算を均等に組み入れるということで、なかなか住民の要望する予算が補正予算等で反映できないじゃないかという御質問だと思いますけれども、財政状況、町づくりをする中で、当然歳入と歳出のバランスを考えていかなければなりません。特に、財政状況で考えますと、歳入についてはですね、町税についてもここ数年税収も落ちておりますし、また国の地方交付税についてもですね、国の考え方によって毎年変わってくるということで、安定的な財源でないわけでございます。歳入そのものが大きく伸びるという状況はこのところないという状況の中でございます。

そういう中で、今回減債基金と財政調整基金を財源ということで例に挙げられましたように、 給与費等の減をそのところに組み入れて基金として積み込みをしたということでございますけ れども、やはり歳入と歳出の関係を考える中で、一つはですね、医療ですとか子育て支援です とか社会保障関係、教育関係、こういったものについては町長が常々申し上げているように、 住民の方の安心・安全のために最優先で行うということでございますので、そういう中で大変 厳しい中でも町としては子ども医療費の無料化を進めたり、また風疹予防の関係のですね、福 祉の充実のために進めているところでございますけれども、今後を考えますと、医療費等は非常にですね、想像以上に伸びているというような状況がございます。

そういう状況もございますし、もう一点は公共施設の関係でございます。公共施設について は老朽化、耐震化ということで、学校関係、そして保育園、公民館等々これからですね、修繕、維持管理、改修、更新等々をかけていかなければなりません。そういう状況の中でございます。 道路、橋についても同じようにですね、老朽化して、これから改善をしていかなければならな いという状況でございます。

これから歳出の中で福祉関係、またハードの関係、これからですね、いろいろな事業を取り 組んでいくわけでございますけれども、当然補助金もございますけれども、それ以外について は起債を起こしてですね、それを充当して事業を進めていくわけでございます。そういう中で、 起債については、平成24年度では決算では10億円、平成23年度は6億円ということで、4億円 増えているわけでございます。これは、さまざまな学校関係の事業を取り組んだものだと思い ますけれども、今後もですね、そういった事業がたくさん増えてくるということでございます。 起債を起こしますと、当然のことに償還が始まるわけでございますので、そういった部分も考 えていかなければならないということでございます。減債基金、財政調整基金積んでおります けれども、当然ですね、今後これから3年、5年ということでですね、医療費がどんどん伸び ていく中で歳入がなかなか確保できないというときに、福祉関係、医療費関係、教育関係が予 算が厳しいので、例えば子ども医療費を廃止いたします、保育園を廃止いたしますというわけ にいきませんので、そういう面でですね、基金については歳入と歳出のバランスを見ながら、 また福祉関係、教育関係、町民の方に一番身近な事業については、いろいろと考える中で必要 なものは補正でお願いするというような形でですね、やっていかざるを得ないというような状 況でございますので、ただ単にいろいろな住民要望をそのまま実施しないで基金にすべて繰り 込んで、簡単に言うと貯金をしていくというような方向ではございませんので、町としては単 年度だけで歳入歳出終わるわけではございませんので、これから長い間、町民の方が安心して 暮らしていただくための、そういう意味での基金ということで御理解をしていただければあり がたいと思います。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

9番、小暮議員。

[9番 小暮敏美君発言]

9番(小暮敏美君) この細長い大きいやつでの1ページの消防施設整備事業の火の見の撤退で、長幡小学校という話で、実は昨年ですかね、一部が落下したのがね、長幡小学校。私も現地を見に行って、事故がなくて良かったなというふうに思いました。ちょっと時間かかり過

ぎたかなと思うんだけれども、撤去ということで、結果的には非常にいい方向にいくんじゃないかというふうに思います。

先ほど副町長の話で、施設の老朽化ということで、やはり火の見も同じように施設の老朽化だというふうに思うんですね。ただ、火の見というのは地元が管理しているというのかな、非常に複雑な位置にあるというふうに私聞きました。ある意味、火の見があると、その地区の目印になるなと。その目印に向かって、昔の人はその村に入っていったんだよという形で、簡単には撤去できないんだよという話がありました。

ちょっと話が長くなるんですが、まず1点、こういうような状態の施設、実はある施設、私地元なんですが、地元の火の見を見ますと、屋根の上が下から見ると穴があいて全部見えるんですね。これ大丈夫かなといつも思いながら、議会に来るときは下からのぞき込みながら、風で飛んだらどうなるのかな、誰の責任になるのかな、倒れたら誰がこの責任とるのかなというふうにたまに考えます。

それで、まず1点聞きたいのが、火の見が町内に幾つ今現存しているのかお聞きしたいと思います。ちょっと関連な質問で申し訳ないんですが、わかる範囲で結構です。

議長(高橋正行君) 総務課長。

[総務課長 木村隆之君発言]

総務課長(木村隆之君) それでは、火の見の関係でございますけれども、今回撤去するのは第2分団の火の見ということで、町の火の見ということで御理解いただきたいと思います。町です。ほかの大御堂とかにありますものは地元の火の見ということで、町としてはその辺の数は把握してございません。撤去とかそういう部分についても、私地元堤なんですけれども、堤の火の見についても地元で撤去をしたという経緯がございますので、その辺ちょっと数等は把握していない。申し訳ないんですけれども、以上です。

議長(高橋正行君) 小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番(小暮敏美君) 済みません。ちょっと私の質問というか勉強不足で申し訳ありません。 そうすると、この長幡の撤去というのは小学校の裏じゃなくて、小学校でいいわけですね。 タナベ先生の前のところということでいいのかな。済みません。そうですね。じゃ、済みません。場所的には私の思ったところで良かったなというふうに思います。

ちょっと本当のね、言われてしまえば、勉強不足と言われればそれまでなんですが、やはりこの火の見ね、村の地元の火の見という、これもやはりある意味町の財産、最終的には町の財産になると思いますね。できれば、やはりこの管理的なもの、どういう状況なのかというのをなかなかね、やっぱり村のいろいろな区長さんなりいろいろな話聞いても、なかなかそこまで

立ち入れない建物なんだよと、村の火の見はね。そういう話を実は私直接聞いております。 じゃ、そこのところをどのぐらい耐久があるのかどうかという調査も、じゃそのお金はどこから出せばいいのというような話も実は聞いております。 非常にある意味悩んでいる地元の方も多々多いんじゃないかなというふうに思うんですが、この件に関して、かなり離れちゃっている部分なんですが、地元の火の見に対しての今後の管理というものを申し訳ない。町長のほうにね、言われたからじゃないんですが、関連で、非常にやはり心配しているんですね。 誰しもが心配しています。 私自身も本当に心配しています。 そこの上がれない地元の火の見という状況がありますので、それに対して町長の感じ取っている範囲内で結構なんですが、今後どういうふうな管理というんですかね、地元に要望と言うんですか、ぜひお願いしたいんですが。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 先ほどもですね、総務課長のほうからお話をさせていただいたわけですけれども、地元の字で設置した火の見やぐらだとか、そういうものは地元で管理していただいておる。それを壊すにはですね、補助金制度がございますので、その制度を御利用いただければと、そういうふうに思っております。

先ほど堤の話も出ましたけれども、三町も火の見やぐら大きなのがありました。堤なんかは、そこに広報塔のスピーカーが付いているわけです。ですから、スピーカーは鉄柱を立てて、別の場所へスピーカーだけは町のほうで付けましたけれども、火の見はそういうことで字のほうで処理をしていただいて補助金制度を利用していただいたというのが実情でございますので、是非字の皆さんでですね、相談をしていただいて、また町のほうへ相談をしていただければいいんじゃないのかな。倒れて事故でもあったら大変なことでございますから、そこら辺、どこに管理責任があるんだと、こういうふうに言われますと、やはり字で設置したものでございますので、できれば字でその辺のところは管理していただければ大変ありがたいなと、そんなふうにも思っております。

議長(高橋正行君) 9番、小暮議員。

[9番 小暮敏美君発言]

9番(小暮敏美君) 済みません。しつこくなりました。

そうしますと、耐震に関しても何らかのその補助というのもいただけるという形で御理解でいいんでしょうか。

議長(高橋正行君) 総務課長。

[総務課長 木村隆之君発言]

総務課長(木村隆之君) 耐震関係でございますけれども、もし火の見を耐震診断等をする

場合であれば、消防施設整備の補助金ということで3分の1の補助がございますので、それを 適用していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長(高橋正行君) 9番、小暮議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番(小暮敏美君) その耐震というのは、町で耐震をできる会社というんですか、そうい うのというのは、もし字でわからなければ聞くことというのは可能なんでしょうか。済みませ ん。しつこくなりました。

議長(高橋正行君) 総務課長。

[総務課長 木村隆之君発言]

総務課長(木村隆之君) 総務課のほうで消防関係をやっていますので、総務課のほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番(山下博一君) この横長の資料の2ページのですね、子育て共生課の隣保館運営事業で2点ほどちょっとお伺いします。

この隣保館の施設解体工事というのがこの補正で上げていますが、その業者とか、そういったもののこれからの予定といいますかね、もう決まっているのかどうか。

それから、償還金の利子、割引料で、臨時交付金返還金が300万円以上、かなり大きな金額になる。これは、全体の臨時交付金というのは全体でどのぐらいなのか。この隣保館運営事業停止に伴う返還金だと思うんですが、ちょっとその辺詳しく説明いただけますか。

議長(高橋正行君) 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長(石原秀一君) それでは、交付金の償還金関係でございますけれども、総合 政策課のほうで所管しておりましたので、御説明を申し上げたいと思います。

こちらの償還金につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金というのが当時ございまして、平成20年度だったと思います。隣保館ほかですね、各施設の修繕関係に充てるためにこの交付金を活用させていただきまして、この隣保館につきましても、たしか西側の屋根の防水工事、また会議室等の改修工事、また空調設備の取り換え、会議室の電気設備等の工事を行ったところでございます。当時の工事金額で契約額がですね、526万1,000円となってございます。

そのうち交付金が充当された金額につきましては、398万5,000円を交付金で充当したものでございます。

今回の場合には、この交付金の返還ということになるわけでございますけれども、総務省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準というのがございます。こちらでいきますと、20年に交付金を受けたんですけれども、繰越事業となっておりまして、実際工事をやったのが21年に工事を行っているところでございます。これらの先ほど申し上げました承認基準に照らし合わせますと、今回包括承認事項には該当しないため、償還の手続が必要になったものでございます。

なお、この価格につきましては、それぞれ残存価格の評価額をもとに算出したものでございます。

議長(高橋正行君) 子育て共生課長。

[子育て共生課長 河野光彦君発言]

子育て共生課長(河野光彦君) まず、解体工事の概要ですが、先ほどの業者の予定ということで御質問があったわけですが、先に概要ということでちょっと説明をさせていただきます。 まず、解体施設の面積でございますが、150坪ございます。

なお、解体の内容でございますが、電気設備の解体、そして躯体解体はもちろんでございますが、そのほかに機械設備の解体がございます。給排水設備等でございます。それから、外構解体工事ということで、物置と自転車置き場等がございます。それから、昭和52年度に増設工事をいたしましたときにですね、折半屋根のほうにアスベストが吹きつけてございます。その撤去の工事がございます。それに伴いまして、業者の選定のほうにつきましては、今後このアスベスト除去工事もありますので、それについては予定は検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(高橋正行君) 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 隣保館の関係の解体のですね、今後のスケジュールということでございますけれども、今回、解体工事費1,900万円、償還金利子335万8,000円ということで提案をさせていただいておりますけれども、この内容について御議決をいただきましたら、まず地域活性化の返還金の関係について県と調整をしてまいります。返還金について調整が終わった後にですね、また並行いたしまして、場内で解体工事の発注に関わる事務手続を行います。具体的には、場内でこの工事の必要な指名委員会の中で業者の選定をいたしまして、それを内部決裁した後ですね、工事を発注していくということで、今年度中にはですね、解体が終わるよ

うに進めていく予定でございます。

議長(高橋正行君) 2番、山下議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番(山下博一君) 一応わかりました。

それで、地元の区長さんとか住民の方にも十分説明いただけるようにお願いします。 以上です。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

1番、植原議員。

[1番 植原育雄君発言]

1番(植原育雄君) 1番の植原です。

4ページになりますけれども、古新田四ッ谷線の整備事業、工事請負費として460万6,000円 今回補正予算が出ております。平成25年度に供用開始という、そういう予定だというふうに聞 いておりますけれども、現在あそこの県道を越えてコンビニのところで工事がストップをして おります。間に合うと思いますけれども、今後の工事予定等わかりましたら、概要で結構です ので、お願いしたいと思います。

議長(高橋正行君) まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長(坂本浩之君) 古新田四ッ谷線につきましてですね、御説明を申し上げます。

今後の工事予定につきましてはですね、今年度入りまして、これから供用に向けまして、警察関係、公安委員会とですね、規制の関係の協議を進めてまいりました。これからですね、10月に工事のほうの契約予定で今現在進めているところでございまして、それから舗装工事、最終の仕上げになる表層の舗装とですね、区画線、規制のライン等が入りましてですね、供用開始ということで、一応年末開通に向けてですね、現在手続を進めているところでございます。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 10番の沓澤です。

議案第68号 平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号)に反対でありますので、討論さ

せていただきます。

第1点は、条例改正のときにも反対いたしましたが、職員給与の削減、職員平均で2.28%の削減が行われたことです。職員給与につきましては、もう既に低くなる一方の中において、また今年度大幅な削減が導入されたわけであります。このことによって、冷えている消費、人件費がますます減らされることによって、そういう経済的な面でもマイナス面が大きくなりますし、こうしたことが民間の給与にも連動しているというふうに思います。

そして、今回の補正予算は、その条例改正に伴って大きな、職員減も含まれていますけれども、大きく人件費の減額が提案されているわけであります。そして、質疑の中でも申しましたけれども、前年度繰越金に置き換えて、当初予算で予定していた基金等の繰り入れを減額することができたわけでありますけれども、その一方で、それらの財源が財政調整基金であるとか減債基金等に積まれていくという内容が大きな点として指摘しなければいけないなというふうに思います。

先ほどの質疑における答弁の中で副町長は、やはりバランス、歳入と歳出のバランスを考え、 単年度だけでなくて先を見通した予算にしていかなければいけないということを言われました。 もちろんそれは住民の暮らしを守っていく観点から重要なことだというふうに思っています。

しかしながら、本当に長引く不況の中で、もう住民の生活はぎりぎりのところまで来ていま す。一方で上里町の財政状況は、指標で見ればそんなに悪くない現状にあります。いわゆる非 常に無理をしない運営をしているかなというふうに思います。それを逆の立場からいけば、住 民に対して我慢をしてもらって、将来の安定のために少しずつ貯めているということだと思い ます。家計でいえば、主婦が一生懸命家族を守るために少しずつ貯金をしていく、切り詰めて 貯金をしていく。町の財政も同じように言えると思いますけれども、やはり滞納が非常に増え ていたりとか、生活ぎりぎりの本当に苦しんでいる町民の声を聞いたときに、やはり町という のは長い目で見ながらも、その時々の住民の暮らしを守るという、そういう仕事が一番最優先 されるべきではないかなというふうに思います。基金、起債と償還、そういうバランスもあり ますけれども、先ほども述べましたとおり、上里町の指標からいけば非常にいいところにいる んではないかなというふうに思います。そうした点を考えますと、まだ動き出して半年のこの 9月議会において基金にすぐ積んでしまう、こういうことに対してちょっと納得がいかない。 町民に対して、町は本当に困っていて、気持ちは十分あるんだけれども、できない状況なんで すよという説明はできないんじゃないかなというふうに思います。少し努力をすれば応えられ る部分を持ちながら安易に基金に積んでいくことになっているこの補正2号に反対をしたいと いうふうに思います。

議長(高橋正行君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 平成25年度上里町一般会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時50分再開

議長(高橋正行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 町長提出議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

議長(高橋正行君) 日程第12、町長提出議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)。

御提案申し上げました議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,637万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,160万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。 補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金と項2国庫補助金であります。前期 高齢者交付金の額が確定したことに伴い、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者 支援金負担金に変更が生じたもので、5,999万1,000円の減額補正であります。

続きまして、款5前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者交付金の額の確定に伴い2 億2,286万2,000円の補正であります。

続きまして、款6県支出金、項2県補助金につきましても、前期高齢者交付金の額が確定したことにより普通調整交付金と特別調整交付金の見直しが生じ、1,230万6,000円の減額補正であります。

続きまして、款9繰入金につきましては8,417万9,000円の減額補正であります。

続きまして、款10繰越金につきましては、平成24年度の療養給付費及び退職者医療療養給付費の額が確定され、返還が生じたため、4,963万4,000円の補正であります。

続きまして、款11諸収入につきましては、老人保健拠出金還付金で35万9,000円の補正であります。

以上、歳入合計につきましては、1億1,637万9,000円を追加し、予算総額を33億4,160万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費については、人事異動に伴う一般管理給与費の減額等により 209万8,000円の減額補正であります。

款2保険給付費につきましては、財源補正のみとなります。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等及び款6介護納付金につきましては、平成25年度の額の確定に伴う補正で、款3後期高齢者支援金等につきましては、5,676万4,000円の補正、款4前期高齢者納付金等につきましては、20万7,000円の減額補正、款6介護納付金につきましては、1,228万5,000円の補正となります。

款10諸支出金につきましては、平成24年度の退職者医療療養給付費交付金の返還金1,013万4,000円と、同じく平成24年度の国庫療養給付費等負担金の返還金3,950万1,000円で、合計で4,963万5,000円の補正であります。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様 1 億1,637万9,000円を追加し、予算総額を33億4,160万9,000円とするものでございます。

以上で議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案説明 とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1 号)

議長(高橋正行君) 日程第13、町長提出議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計 補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

御提案申し上げました議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号) について、御説明申し上げます。

平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,828万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,639万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款5繰入金、項1一般会計繰入金については、一般管理費及び包括的支援事業・任意事業給与費の増額補正に伴う1,038万円の増額であります。

款 6 繰越金、項 1 繰越金は、平成24年度の繰越金額が3,840万2,322円に確定したため、3,790万3,000円の補正であります。

以上、歳入合計につきましては、4,828万3,000円を追加し、予算総額を15億6,639万6,000円 とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費につきましては、一般管理給与費1,013万4,000円の増額であります。

款3基金積立金、項1基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積み立てに伴う340 万2,000円の増額であります。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援事業・任意事業給与費24万6,000円の増額補正でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護給付費における負担金等の精算に伴う国等への返還金2,306万8,000円、項2繰出金は、一般会計に対する前年度の介護給付費の精算等に伴う町への返還金で1,143万3,000円となります。諸支出金の補正額は、合わせて3,450万1,000円であります。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様4,828万3,000円を追加し、予算総額を15億6,639 万6,000円とするものでございます。

以上で議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 平成25年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第71号 平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別 会計補正予算(第1号)

議長(高橋正行君) 日程第14、町長提出議案第71号 平成25年度上里町神保原駅南土地区 画整理事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)。

御提案申し上げました議案第71号 平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,481万円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ8,280万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,481万円を増額し、総額で8,280万 1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、款3繰越金、項1繰越金1.481万円増額するものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額6,799万1,000円に対し、補正額1,481万円を増額いた しまして8,280万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

事業費でございますが、事業費につきましては、補正前の額6,789万1,000円に補正額1,481

万円を増額いたしまして、8,270万1,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、補正前の額6,799万1,000円に対し、補正額1,481万円を増額いたしまして8,280万1,000円とするものです。

事業費の内容ですが、給与費につきましては、給与に係わる特例条例による減額と職員手当の増額により12万7,000円の増額をするものです。また、昨年度末に保留地が売却できたことなどにより、神保原駅南土地区画整理事業特別会計から一般会計への繰出金を1,468万3,000円計上させていただきました。

なお、事業の進捗状況でございますが、今年1月25日に埼玉県知事による換地処分の完了報告が行われ、その後、土地、建物の登記も完了し、現在精算金の精算事務を行っております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 平成25年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第72号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議長(高橋正行君) 日程第15、町長提出議案第72号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

御提案申し上げました議案第72号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

平成25年度上里町公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億397万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、款4繰入金、項1他会計繰入金を238万8,000円、款5繰越金、項1繰越金168万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳出ですが、款1事業費、項1事業費406万8,000円を増額するもので、歳入歳出の総額を4億397万4,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして説明いたします。

初めに、歳入でありますが、款4繰入金、項1他会計繰入金238万8,000円を増額し、総額を 1億1,252万6,000円とするものです。内容といたしましては、給与に係わる特例条例や、人事 異動に伴う給与費分の238万8,000円を一般会計から繰り入れするものです。

次に、款5繰越金、項1繰越金168万円を増額し、総額を178万円とするものでございます。

続いて、歳出でありますが、款1事業費、項1事業費406万8,000円を増額し、総額を2億9,255万1,000円とするものであります。内容でありますが、公共下水道給与費につきましては、給与に係わる特例条例や人事異動に伴う公共下水道給与費を238万8,000円増額いたします。

公共下水道維持管理事業費につきましては、企業会計への移行に伴う委託料として168万円 を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしく お願い申し上げます。

議長(高橋正行君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

10番、沓澤議員。

[10番 沓澤幸子君発言]

10番(沓澤幸子君) 委託料のところでお尋ねいたしますけれども、この今までは企業会計は水道事業だけでしたけれども、今度は公共下水道事業も企業会計に移行していくということなんでしょうか。そのメリットはどうなんでしょうか。デメリットはどうなんでしょうか。

議長(高橋正行君) 下水道課長。

〔下水道課長 須田孝史君発言〕

下水道課長(須田孝史君) 御説明申し上げます。

今現在、下水道につきましては特別会計ということで事業予算を組んでおりますが、来年4月1日で企業会計に移行する予定でございます。現在、水道事業会計につきましては企業会計ということでやっていますが、それとあわせて下水道についても企業会計という形で予算編成をさせていただきたいという形で、今回そのシステムを構築するための予算をつけたものでございます。

なお、メリット、デメリットでございますけれども、企業会計を導入することによりまして、 経済性とか、事業の予算の使われ方とか、いろいろな面でそういう見方をできるようになると いうふうに理解しております。

以上でございます。

議長(高橋正行君) 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番(沓澤幸子君) 企業会計になりますと、企業の中で努力をするという形になるじゃないですか。そうすると、今までは特別会計ですけれども、一般財源の中で一般会計から出してきて事業を行って、多くの議員がやりかかったこの公共事業を本当にどんどん進めていけば進めていくだけ大変な会計になるということを予想しているわけですよね。ですけれども、企業会計にすることによって、いわゆる公共下水道の中で処理をしていかなくちゃいけないというふうにもしなったとするならば、非常に負担金というんでしょうか、加入した方たちの負担金が大きく上がるとか、そういう心配がないのかなとちょっと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長(高橋正行君) 下水道課長。

〔下水道課長 須田孝史君発言〕

下水道課長(須田孝史君) 現在、今御指摘の企業会計へ行くときになりますと、企業という形で努力をしていかなくちゃならない。収入を見つけていかなくちゃならない。そのための資本を現在下水道の事業としてやっておりますけれども、今回これからも資本投下をしながら収益を上げていくように努力をしていかなくちゃならないというふうに思います。

資本が今現在投下しておりまして、現在厳しい状況にありますけれども、それを見据えなが

ら収益を確保していきたいというふうに思っております。

議長(高橋正行君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(高橋正行君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 平成25年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(高橋正行君) 起立全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長(高橋正行君) 本日はこれをもって散会します。 御苦労さまでした。

午後3時20分散会